

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則新旧対照表

改正後	現行
<p>(貸付け)</p> <p>第一条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号。以下「政令」という。）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令第一条第一項に規定する者に限る。）、これらの者の組織する団体及び政令第一条第二項に規定する者、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定中小企業者並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「農林漁業者新事業創出法」という。）第十条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者（以下「林業従事者等」という。）に対して林業・木材産業改善資金を貸し付ける。</p> <p>2 県は、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対して当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を貸し付ける。</p> <p>(貸付金の内容、限度額、償還期間等)</p> <p>第二条 県及び融資機関の貸し付ける林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）は、法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（農工商等連携促進法第十三条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項の規定により林業・木材産業改善措置とみなされる措置を含む。以下「林業・木材産業改善措置」という。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。</p> <p>一 十二略</p> <p>2 4 略</p> <p>(借受資格)</p> <p>第三条 貸付金の貸付けを受ける資格を有するものは、次に掲げる林業従事者等とする。</p> <p>一 十二略</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第一条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第三百三十一号。以下「政令」という。）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令第一条第一項に規定する者に限る。）、これらの者の組織する団体及び政令第一条第二項に規定する者、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農工商等連携促進法」という。）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定中小企業者並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「農林漁業者新事業創出法」という。）第十条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者（以下「林業従事者等」という。）に対して林業・木材産業改善資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付金の内容、限度額、償還期間等)</p> <p>第二条 県の貸し付ける林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）は、法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（農工商等連携促進法第十三条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項の規定により林業・木材産業改善措置とみなされる措置を含む。以下「林業・木材産業改善措置」という。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。</p> <p>一 十二略</p> <p>2 4 略</p> <p>(借受資格)</p> <p>第三条 貸付金の貸付けを受ける資格を有するものは、次に掲げる林業従事者等とする。</p> <p>一 十二略</p>

改正後	現行
2 略	2 略
(貸付資格の認定)	(保証人)
<p>第四条 貸付金の貸付資格の認定を受けようとするものは、貸付資格認定申請書(第一号様式)に法第七条第一項(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画(以下「改善計画」という。)を記載した書面(以下「改善計画書」という。)を添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の貸付資格認定申請書の提出があつたときは、速やかに法第八条(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に該当するかどうかを審査し、貸付金の貸付資格の認定を行うことを適当と認めるときは、貸付金の貸付資格の認定を行うものとする。</p> <p>3 知事は、貸付金の貸付資格の認定をしたときは貸付資格認定書(第二号様式)により当該申請者に通知するものとし、貸付金の貸付資格の認定をしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>第四条 貸付金の貸付を受けようとするもの(政令第五条に定める者を除く。)は、連帯保証人を立てなければならない。</p> <p>2 前項の連帯保証人の保証債務には、第十六条に規定する違約金を含むものとする。</p>
<p>(県による貸付け)</p> <p>第五条 県から直接林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、前条第一項の貸付資格認定申請書を提出する際、併せて貸付申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の貸付申請書の提出があつたときは、速やかに前条第二項の審査と一体的に審査し、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うことを適当と認めるときは、林業・木材産業改善資金の貸付けの決定を行うものとする。</p> <p>3 知事は、前条第三項の通知に併せて、前項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けの決定をしたときは貸付決定通知書(第四号様式)により当該申請者に通知するものとし、林業・木材産業改善資金の貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 林業・木材産業改善資金の貸付けの決定の通知を受けて県から直接林業・木材産業改善資金の貸付けを受けるもの(以下「県からの借受者」という。)は、借用証書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 県からの借受者(政令第五条各号に掲げる者を除く。)は、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。この場合において、知事は、林業・木材産業改善資金に係る債権を保全するため必要</p>	<p>(担保)</p> <p>第五条 知事は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けようとするもの(政令第五条に定める者を除く。)に対し、担保の提供を求めることがある。</p>

があるとき認めるときは、当該県からの借受者に対し、担保又は連帯保証人の追加又は変更を求めることがある。

6 前項の連帯保証人の保証債務には、第十五条第一項及び第二項に規定する違約金を含むものとする。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第六条 融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするものは、借入申込書(第六号様式)を融資機関に提出するとともに、当該借入申込書の写しを添え、第四条第一項に定めるところにより、貸付資格認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、第四条第三項に定めるもののほか、貸付金の貸付資格の認定の審査の結果を当該申込者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、県貸付金貸付申請書(第七号様式)に第一項の借入申込書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の県貸付金貸付申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の貸付けを行うことを適当と認めるときは、県貸付金の貸付けの決定を行うものとする。

5 知事は、前項の規定により県貸付金の貸付けの決定をしたときは、県貸付金貸付決定通知書(第八号様式)により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

6 融資機関は、前項の県貸付金貸付決定通知書による通知を受けたときは借受者貸付決定通知書(第九号様式)により当該申込者に通知し、県貸付金の貸付けをしない旨の決定の通知を受けたときは林業・木材産業改善資金の貸付けをしない旨を当該申込者に通知しなければならない。

7 融資機関は、県貸付金の支払を受けようとするときは、県貸付金支払請求書(第十号様式)及び県貸付金借用証書(第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付けの条件は、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付けの条件と同一であるものとする。

9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの決定の通知を受けて融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けるもの(以下

(貸付けの申請)
第六条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、貸付申請書(第一号様式)に法第七条第一項(農工商等連携促進法第十三条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項の規定により適用される場合を含む。)に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画を記載した書面(以下「改善計画書」という。)を添え、知事に提出しなければならない。

「融資機関からの借受者」という。)との林業・木材産業改善資金の貸付けに係る契約を借受者借用証書(第十二号様式)により行わなければならない。

10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行わなければならない。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として当該貸付けに係る債権以外の融資機関からの借受者に対する債権に係る償還の条件の変更等をしてはならない。

11 融資機関は、次に掲げる場合には、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- 一 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
- 二 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

13 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならない。

(貸付資格の取消し)

第七条 知事は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が改善計画を達成する見込みがなくなつたと認めるときは、当該改善計画に係る貸付金の貸付資格の認定を取り消すものとする。

2 知事は、貸付金の貸付資格の認定を取り消したときは、その旨を当該借受者(当該借受者が融資機関からの借受者である場合にあつては、当該融資機関からの借受者及び融資機関)に通知するものとする。

(貸付けの決定)

第七条 知事は、前条の貸付申請書の提出があつたときは、速やかに法第八条(農商工等連携促進法第十三条第一項又は農林漁業者新事業創出法第十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことを適当と認めるときは貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは貸付決定通知書(第二号様式)により当該申請者に通知するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し)

第八条 知事は、貸付けの決定の通知を受けたもの(以下「借受者」という。)が借入申請に際し虚偽の申立てをしたと認めるときは、当該貸付けの決定を取り消すことがある。

(事業の完了及び事業完了報告)

第八条 県からの借受者又は融資機関からの借受者は、林業・木材産業改善資金の交付後三箇月以内(三箇月以内に完了することが見込まれない事業にあつては、当該改善計画画書における当該事業の完了までの期間内)に事業を完了しなければならぬ。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難であると認められる場合には、知事は、申請に基づいて当該期間を延長することができる。

2 知事は、前項の規定により事業の完了に係る期間の延長をしたときは、その旨を当該借受者(当該借受者が融資機関からの借受者である場合にあつては、当該融資機関からの借受者及び融資機関)に通知するものとする。

3 県からの借受者又は融資機関からの借受者は、事業完了後三十日以内に事業完了報告書(第十三号様式)に知事が別に定める事業実施報告書を添え、林業・木材産業改善資金の貸付けを行った知事又は林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関(以下「貸付機関」という。)に提出しなければならない。

4 融資機関は、前項の事業完了報告書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金事業完了報告書(第十四号様式)に同項の事業実施報告書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

(監督)

第九条 知事は、県からの借受者又は融資機関からの借受者に対し、次に掲げる処理をとることがある。

- 一 資金の使途、事業実施状況並びに施設、機械及び器具の管理、利用状況等に関し報告を徴し、又は調査をすること。
- 二 前号の報告又は調査の結果著しく不相当と認められる場合において、必要な変更等の勧告をすること。

(借用証書)

第九条 借受者は、借用証書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第十条 借受者が貸付申請書又は改善計画画書の記載内容について変更を加えようとするときは、貸付変更承認申請書(第四号様式)を知事に提出してその承認を得なければならない。

(事業の完了及び事業完了報告)

第十一条 借受者は、貸付金の交付後三箇月以内に事業を完了しなければならぬ。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難であると認められる場合には、知事は、申請に基づいて当該期間を延長することができる。

2 借受者は、事業完了後三十日以内に事業完了報告書(第五号様式)に知事が別に定める事業実施報告書を添え、知事に提出しなければならない。

(監督)

第十二条 知事は、借受者に対し次に掲げる処理をとることがある。

- 一 資金の使途、事業実施状況並びに施設、機械及び器具の管理、利用状況等に関し報告を徴し、又は調査をすること。
- 二 前号の報告又は調査の結果著しく不相当と認められる場合において、必要な変更等の勧告をすること。

(償還方法)

第十条 貸付金の償還方法は、貸付金の償還期間が一年以内のものにあつては一時払、その他の貸付金にあつては償還期間のうち据置期間経過後の期間において均等年賦払の方法によるものとする。ただし、県からの借受者又は融資機関からの借受者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(償還方法の変更)

第十一条 貸付金の償還方法の変更（前条ただし書、第十三条、第十四条及び第十六条の規定に該当することによる貸付金の償還方法の変更を除く。）を申請しようとする県からの借受者又は融資機関からの借受者は、償還方法変更申請書（第十五号様式）を当該貸付けを行った貸付機関に提出しなければならない。

2 知事は、前項の償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸付金の償還方法の変更を行うことを適当と認めるときは、貸付金の償還方法の変更を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付金の償還方法の変更をしたときは償還方法変更決定通知書（第十六号様式）により当該県からの借受者に通知するものとし、貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定をしたときはその旨を当該県からの借受者に通知するものとする。

4 融資機関は、第一項の償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金償還方法変更申請書（第十七号様式）に当該償還方法変更申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の県貸付金償還方法変更申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の償還方法の変更を行うことを適当と認めるときは、県貸付金の償還方法の変更の決定を行うものとする。

6 知事は、前項の規定により県貸付金の償還方法の変更をしたときは県貸付金償還方法変更決定通知書（第十八号様式）により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

7 融資機関は、前項の県貸付金償還方法変更決定通知書による通知を受けたときは償還方法変更決定通知書により当該融資機関からの借受者に通知し、県貸付金の償還方法の変更をしない旨の決定の通知を受けたときは貸付金の償還方法の変更をしない旨を当該融資機関からの借受者に通知しなければならない。

(任意の繰上償還の申出)

(償還方法)

第十三条 貸付金の償還方法は、貸付金の償還期間が一年以内のものにあつては一時払、その他の貸付金にあつては償還期間のうち据置期間経過後の期間において均等年賦払の方法によるものとする。ただし、借受者はいつでも繰上償還をすることができる。

(繰上償還の申出)

改正後

第十二条 第十条ただし書の規定により繰上償還をしようとする県からの借受者又は融資機関からの借受者は、繰上償還申出書（第十九号様式）を当該貸付けを行った貸付機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の繰上償還申出書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金繰上償還申出書（第二十号様式）に当該繰上償還申出書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

（事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還）

第十三条 県からの借受者又は融資機関からの借受者は、事業の実施の結果、貸付金に余剰が生じた場合には、速やかに繰上償還をしなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による繰上償還により貸付金の償還金を受領したときは、速やかに県貸付金繰上償還申出書を知事に提出しなければならない。

（期限前償還）

第十四条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第十条の規定にかかわらずいつでも貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすることができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

二 貸付金の償還金の支払を怠つたとき。

三 貸付申請書その他貸付機関に提出する書類に虚偽の記載をしたとき。

四 貸付金の貸付資格の認定を取り消されたとき。

五 第九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は勧告に従わなかつたとき。

六 貸付金の貸付けの条件に違反したとき。

2 前条第二項の規定は、融資機関が前項の規定による期限前償還により貸付金の償還金を受領した場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも県貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすることができる。

一 県貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

二 県貸付金の償還金の支払を怠つたとき（融資機関からの借受者による貸付金の償還を第十六条第一項の規定により支払の猶予をしていたことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行う

現行

第十四条 前条ただし書の規定により繰上償還をしようとする借受者は、繰上償還申出書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（期限前償還）

第十五条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第十三条の規定にかかわらずいつでも貸付金の一部又は全部につき期限前償還の請求をすることができる。

一 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

二 償還金の支払を怠つたとき。

三 貸付申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載をしたとき。

四 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は勧告に従わなかつたとき。

五 貸付けの条件に違反したとき。

ことができない場合を除く。)

三 第六条第十三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 県貸付金の貸付けの条件に違反したとき。

(違約金)

第十五条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が支払期日に貸付金の償還金又は前条第一項の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

2 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が前条第一項一号又は第三号に該当することについて当該借受者の故意が認められる場合において、同項の規定により期限前償還の請求をするときは、当該請求に係る貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る貸付金の貸付けを受けた日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

3 融資機関は、融資機関からの借受者から違約金を徴収したときは、速やかに県に納付しなければならぬ。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日までに行っていないときは、この限りでない。

4 知事は、融資機関が支払期日に県貸付金の償還金又は前条第三項の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、融資機関からの借受者による貸付金の償還を次条第一項の規定により支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、当該支払期日の翌日から当該融資機関からの借受者による融資機関への支払の当日までの日数を当該違約金の計算に係る日数から控除する。

5 知事は、融資機関が前条第三項第一号に該当することについて当該融資機関の故意が認められる場合において、同項の規定により期限前償還の請求をするときは、当該請求に係る県貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る県貸付金の貸付けを受けた日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

(支払の猶予)

(支払の猶予)

第十六条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は前条の規定による期限前償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

2 知事は、借受者が前条第一号又は第三号に該当することについて当該借受者の故意が認められる場合において、同条の規定により期限前償還の請求をするときは、当該請求に係る貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る貸付金の貸付けを受けた日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

第十六条 貸付機関は、県からの借受者又は融資機関からの借受者が次の各号のいずれかに該当し、貸付金の償還が著しく困難であると認めるときは、第十条の規定にかかわらず、申請に基づき、その償還金の一部又は全部の支払の猶予をすることがある。

一 県からの借受者又は融資機関からの借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人を含む。）が、災害を受けた場合

二 県からの借受者又は融資機関からの借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷があつた場合

2 前項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予を申請しようとするものは、支払猶予申請書（第二十一号様式）にその理由を証する書類を添え、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の三十日前までに当該貸付けを行つた貸付機関に提出しなければならない。

3 知事は、前項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸付金の償還金の支払の猶予の決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定により貸付金の償還金の支払の猶予の決定をしたときは支払猶予決定通知書（第二十二号様式）により当該申請者に通知するものとし、貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

5 融資機関は、第二項の支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに、県貸付金支払猶予申請書（第二十三号様式）に当該支払猶予申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の県貸付金支払猶予申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、県貸付金の償還金の支払の猶予をすることを適当と認めるときは、県貸付金の償還金の支払の猶予の決定を行うものとする。

7 知事は、前項の規定により県貸付金の償還金の支払の猶予の決定をしたときは県貸付金支払猶予決定通知書（第二十四号様式）により当該融資機関に通知するものとし、県貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を当該融資機関に通知するものとする。

8 融資機関は、前項の県貸付金支払猶予決定通知書による通知を受けたときは支払猶予決定通知書により当該申請者に通知し、県貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨の決定の通知を受けたときは貸付金の償還金の支払の猶予をしない旨を当該申請者に通知しなければならない。

第十七条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当し、貸付金の償還が著しく困難であると認めるときは、第十三条の規定にかかわらず、借受者の申請に基づき、その償還金の一部又は全部の支払の猶予をすることがある。

一 借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人を含む。）が、災害を受けた場合

二 借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と同居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷があつた場合

い。

(支払の猶予の申請)

第十八条 前条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする借受者は、支払猶予申請書(第七号様式)にその理由を証する書類を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(支払の猶予の決定)

第十九条 知事は、前条の支払猶予申請書の提出があつた場合において支払を猶予することが適当と認めるときは支払の猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは支払猶予決定通知書(第八号様式)により当該申請者に通知するものとし、支払の猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

(事務の委託)

第二十条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定及びその取消し、貸付申請書及び改善計画書の記載内容の変更の承認、第十二条の規定による処置、期限前償還の決定並びに支払の猶予の決定を除く。)の一部を青森県森林組合連合会に委託することができる。

(書類の經由)

第二十一条 この規則により知事に提出する書類は、すべて所轄の地域県民局長を經由しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 県は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、第九条の規定による処理、償還方法の変更の決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。)の一部を青森県森林組合連合会に委託することができる。

(書類の經由)

第十八条 この規則により知事に提出する書類(融資機関が知事に提出する書類を除く。)は、全て所轄の地域県民局長を經由しなければならない。